



日本証券業協会
Japan Securities Dealers Association

「私設取引システムにおける非上場有価証券の取引等に関する規則」等の一部改正(案)に関する パブリックコメントの募集について

2024年9月17日
日本証券業協会

1. 検討の経緯について



- 「金融審議会『市場制度ワーキング・グループ』・『資産運用に関するタスクフォース』報告書」において、非上場有価証券のみを扱う PTS 業務の参入要件の緩和の必要性が提言。（2023年12月）
- 2024年5月22日に公布された改正金商法※において、流動性の低い非上場有価証券のみを取り扱い、かつ、取引規模が限定的であるPTS運営業務については、その業務を行うに当たっての認可を要さないこととし、第一種金融商品取引業の登録により行える登録PTS制度が創設。

※登録PTS制度に関する施行は公布から半年以内



- ① 日証協・日本STO協会「非上場有価証券等のPTS取引に関する検討会」
- ② 日証協「非上場株式等の取引及び私募制度等に関するワーキング・グループ」

- ① 認可PTS運営業務を行う場合に遵守すべき事項を定めた「私設取引システムにおける非上場有価証券の取引等に関する規則」について、登録PTS制度に対応した見直しを検討
- ② 非上場株式等に関する各規則における登録PTS銘柄取引の適用について検討



以下の規則の一部改正を実施予定

- 私設取引システムにおける非上場有価証券の取引等に関する規則
- 店頭有価証券等の特定投資家に対する投資勧誘等に関する規則
- 店頭有価証券に関する規則
- 株主コミュニティに関する規則

VI 成長資金の供給と運用対象の多様化の実現

4. 非上場有価証券の取引の活性化

②非上場有価証券のみを扱う PTS 業務の参入要件の緩和

現在、第一種金融商品取引業者が運営する私設取引システム（PTS）業務については、実際に取り扱う有価証券の流動性の高低にかかわらず、主に上場有価証券等を扱うことを想定した規制となっており、認可制の下、資本金・純財産要件（3億円以上）やシステム要件（第三者評価書の添付）等が求められている。こうした規制は、小規模な取引プラットフォームで電子的に非上場有価証券のセカンダリー取引を仲介しようとする事業者にとってはハードルが高く、取引の場を提供する事業者がいないため、非上場有価証券のセカンダリー取引が活性化しない一因となっているとの指摘がある。

そこで、非上場有価証券のセカンダリー取引の場を提供する事業者の参入を促進するため、PTS業務の規制について、想定される取引量等に応じた参入要件とすることが適当である。具体的には、非上場有価証券のみを扱う PTS であって、流動性や取引規模等が限定的なものについては、取引の管理等に関する必要な規制を適用する前提で、認可を要さず第一種金融商品取引業の登録制の下で参入可能とし、資本金や純財産要件等の財産規制やシステムに関する要件等を緩和することが考えられる。

【参考】金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律案 説明資料（抜粋）

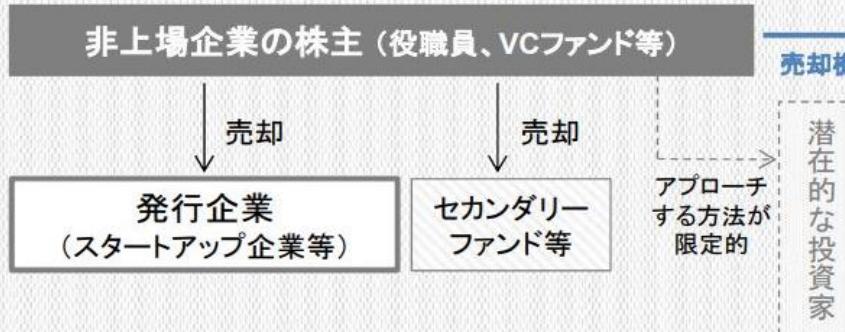
非上場有価証券の流通活性化

□ 非上場有価証券の仲介業務の参入要件を緩和し、非上場有価証券の流通を活性化

課題と対応

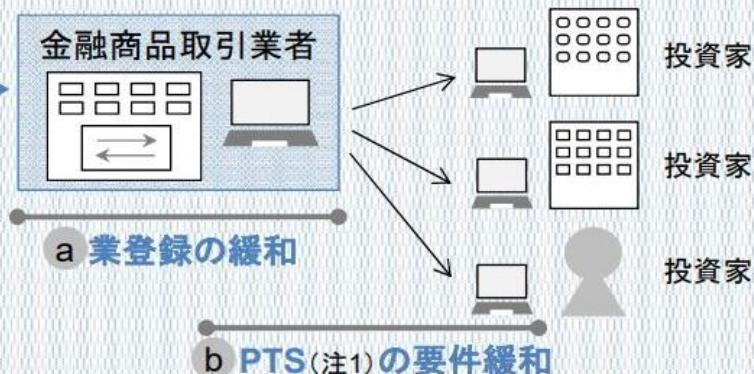
課題

- 現状、非上場株式の売却は限定的
(潜在的な投資家にアプローチできず、換金が容易でない)
⇒ 換金のために小粒上場を行い、その後の成長停滞の原因となっているとの指摘



対応

- 非上場株式の仲介業務を行う事業者の参入を促進し、株主に売却・換金の機会を提供



a 非上場有価証券の仲介業者の登録要件緩和

- プロ投資家(特定投資家)を対象(注2)として、**非上場有価証券の仲介業務に特化**し、原則として有価証券や金銭の預託を受けない場合には、**第一種金融商品取引業の登録要件等を緩和**(資本金要件の引下げ(5000万円→例えば1000万円)[政令改正事項]、自己資本規制比率等)(注3)【改正金商法第29条の4の4等】
(注2)換金ニーズに応えるため、一般投資家も「売却」は可能
(注3)外国投資信託等を日本のプロ投資家に仲介する場合も対象とする

b 非上場有価証券の電子的な取引の仲介業務(PTS)の参入要件緩和

- 非上場有価証券の電子的な取引の場を提供する場合、取引規模が限定的なときは、**PTSの認可を要せず、第一種金融商品取引業の登録により運営可能とする**
- 現在の認可で求めている追加的な**資本金要件(3億円)**を課さないこととともに、**システム要件**(システムの二重化[監督指針改正事項])等を**緩和**(注4)
【改正金商法第30条第1項等】
(注4)取引の管理等に関する必要な規制は適用

(注1)PTS(Proprietary Trading System(私設取引システム))とは、電子的技術を活用して取引の仲介サービスを提供する取引システム

【参考】登録PTS制度の概要（金商法）

認可PTS

(第30条)

金融商品取引業者は第2条第8項第10号に掲げる行為を業として行おうとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

登録PTS

(第30条)

同左

(新設)

ただし、当該行為を次に掲げる有価証券のみについて行う場合であつて、当該行為に係る有価証券の売買高の合計額が、当該行為を安定的に行うことが困難となつた場合であつても多数の者に影響が及ぼすおそれがないと認められる基準として政令で定める基準（現在パブリックコメント中の案：四半期当たり600億円）以下のときは、この限りでない。

PTS認可要件

- ◆ 資本金・純資産額 3億円以上
- ◆ 自己資本規制比率 120%以上
- ◆ 内部管理体制 損失の危険の管理に関し、適切な体制及び規則の整備
- ◆ 売買価格の決定方法 公益又は投資者保護のため
受渡・決済の方法 必要かつ適当であること
- ◆ 以下の業務内容及び方法が公益又は投資者保護のため必要かつ適当であること

- 取引開始基準及び顧客の管理方法
- 電子情報処理組織の概要、設置場所、容量及び保守の方法並びに当該電子情報処理組織に異常が発生した場合の対処方法
- 顧客である金商業者における有価証券の売買の受託についての信用の供与に関する事項
- 取引記録の作成及び保存の方法 等

対象となる有価証券

①～④の非上場有価証券※1のみを扱い、売買高の合計額が政令で定める基準以下の場合 ※1 電子記録移転有価証券表示権利等を含む

- ① 株券・新株予約権証券（店頭売買有価証券その他政令で定める有価証券を除く）
- ② 受益証券発行信託の受益証券（店頭売買有価証券その他政令で定める有価証券を除く）
- ③ 上記有価証券に表示されるべき権利
- ④ PTS業務を安定的に行うことが困難となつた場合であつても多数の者に影響を及ぼすおそれがないと認められる有価証券として政令で定めるもの（現在パブリックコメント中の案：社債、投資信託受益証券、投資証券等）

認可で求められる資本金要件（3億円）は課されず、また、システム要件（システムの二重化【監督指針改正事項】）等を緩和※2のうえ、**第一種金融商品取引業の登録でPTS業務が可能**

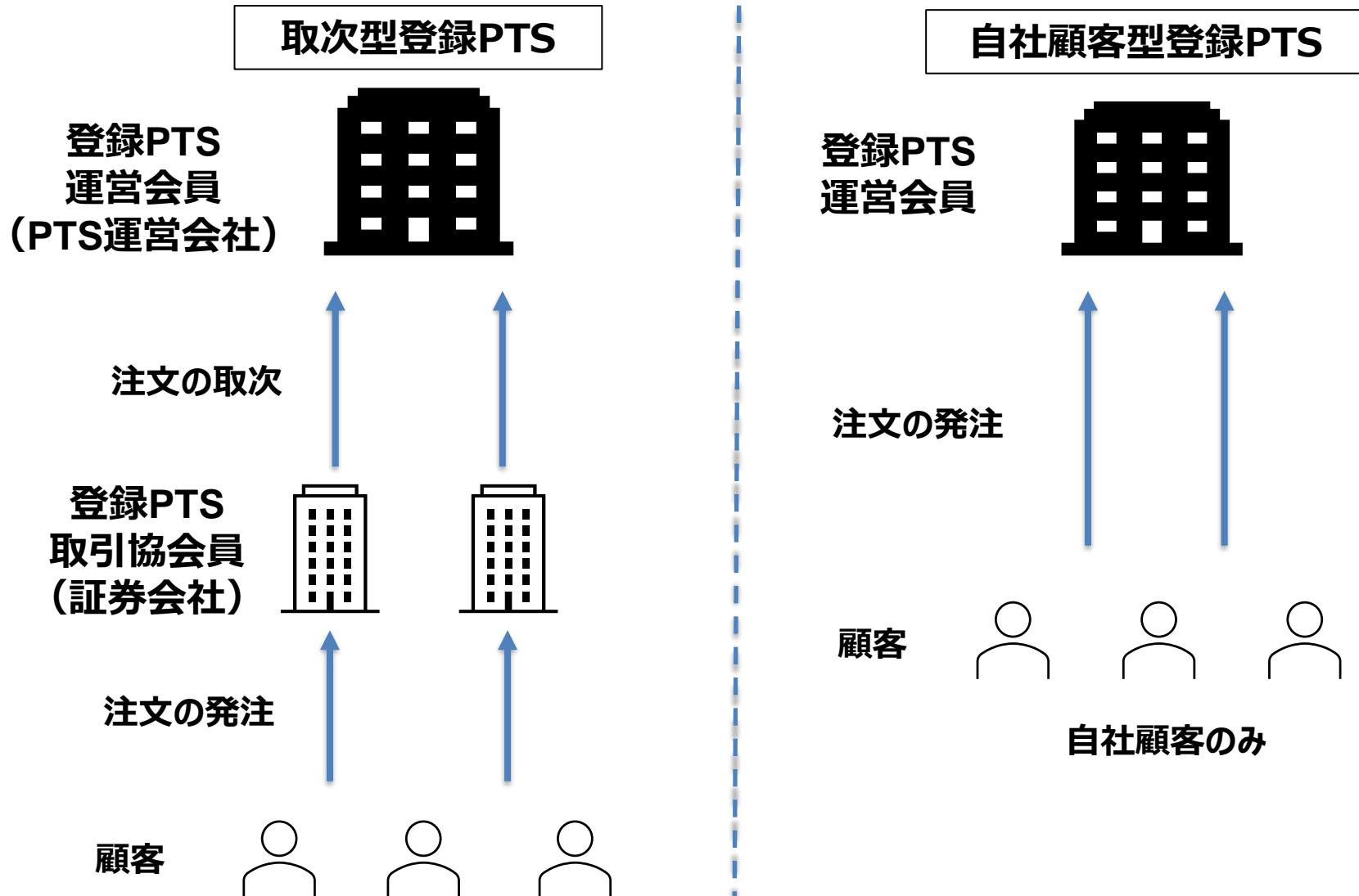
※2 取引の管理等に関する必要な規制は適用（監督指針改正事項）

2. 「私設取引システムにおける非上場有価証券の取引等に関する規則」 の一部改正（案）について (1) 登録PTSに係る自主規制の基本的な考え方

- ◆ 現在の非上場PTS規則における認可PTSに係る規定について、登録PTSへの適用の要否を検討する。ただし、登録PTS運営業務は、流動性の低い非上場有価証券のみを取り扱い、かつ、取引規模が限定的なため、PTSの認可を要せず、第一種金融商品引業の登録により運営可能とするという制度趣旨を踏まえ、発行会社や登録PTS業者に対して過度な負担とならないよう留意する。

- 登録PTSにおける取引態様は、他の証券会社の顧客の注文を受託する「取次型」と自社と自社顧客又は自社顧客同士でのみ取引（店頭取引に類似）を行う「自社顧客型」が想定される。「取次型」と「自社顧客型」では想定される流動性や顧客の広がりが異なることを踏まえ、取引態様を**「取次型」と「自社顧客型」に分けてルール整備する。**
例：自社顧客型登録PTSについては、自社顧客と間での完結する取引形態であることを踏まえ、公表を求めている事項について、個々の顧客への情報提供や説明の方法も認める。
- 「自社顧客型」については、開示が行われている公募銘柄と私募銘柄を必要に応じて区分したルールとする。
例：公募銘柄については、臨時報告書の提出義務があることを踏まえ、規則において適時の情報提供を求めない。なお、私募銘柄の適時の情報提供項目については、取引形態を踏まえた項目とする。
- その他、所要の改正を行う。
例：PTS運営会員による顧客との情報格差を利用した不公正な取引を防止する観点から、PTS運営会員（認可、登録ともに）がPTS銘柄について顧客と直接取引を行う場合に取引公正性確保義務を課す。

【参考】登録PTSにおける取引スキーム概念図



2. 「私設取引システムにおける非上場有価証券の取引等に関する規則」 の一部改正（案）について (2) 規則の概要①

非上場認可PTS銘柄

⇒非上場有価証券のうち、次に掲げる有価証券に該当し、
非上場認可PTSにおける取引の対象とするもの

- ・トーケン化有価証券
- ・特定投資家向け有価証券である店頭有価証券等

登録PTS銘柄

⇒非上場有価証券のうち、金商法第30条第1項各号に
掲げる有価証券（株券、新株予約権証券、受益証券発
行信託の受益証券、その他政令で定めるもの（現在バブ
リックコメント中の案：社債、投資信託受益証券、投資証
券等））であって、登録PTSにおける取引の対象とするもの

非上場認可PTS運営会員

⇒自社が開設する非上場認可PTSにおいて非上場認可
PTS銘柄の取引又はその媒介等を行う会員。

- 社内規則の制定
- 業務内容の公表
- 非上場認可PTS銘柄の適正性審査
- 発行体との契約締結
- 発行体による適時の情報提供
- 価格情報の公表等
- 売買審査の実施
- 売買停止措置
- 上場有価証券との誤認防止措置
- 取引公正性の確保（新設）

登録PTS運営会員

⇒自社が開設する登録PTSにおいて登録PTS銘柄
の取引又はその媒介等を行う会員。

- 社内規則の制定
- 業務内容の公表等
- 登録PTS銘柄の適正性審査
- 発行体との契約締結※
- 発行体による適時の情報提供※
- 価格情報の公表等
- 売買審査の実施
- 売買停止措置
- 上場有価証券等との誤認防止措置
- 取引公正性の確保（新設）

※自社顧客型登録PTSにおいて公募銘柄を取り扱う
場合を除く

2. 「私設取引システムにおける非上場有価証券の取引等に関する規則」 の一部改正（案）について (2) 規則の概要②



非上場認可PTS取引協会員

⇒他社が開設する非上場認可PTSにおいて非上場認可PTS銘柄の取引又はその媒介等を行う協会員

- 非上場認可PTS運営会員が社内規則で定める事項の遵守
- 価格情報の提供
- 不公正取引等の防止
- 上場有価証券との誤認防止措置

登録PTS取引協会員

⇒他社が開設する登録PTSにおいて登録PTS銘柄の取引又はその媒介等を行う協会員

- 登録PTS運営会員が社内規則で定める事項の遵守
- 価格情報の提供
- 不公正取引等の防止
- 上場有価証券等との誤認防止措置

その他

- 特定投資家向け有価証券に係る特則等
- 非上場認可PTS運営会員及び登録PTS運営会員に対する準用
(PTS運営会員と顧客（機関投資家を想定）との直接取引の場合)

*登録PTSに係る各社の運用にあたって必要な事項については、ガイドラインに記載予定

2. 「私設取引システムにおける非上場有価証券の取引等に関する規則」 の一部改正（案）について (3) 規則の改正内容

○定義（第2条）

【主な用語定義について】

（参考）非上場認可PTS

非上場認可PTS運営業務を行う会員
= **非上場認可PTS運営会員**

非上場認可PTS取引業務を行う協会員
= **非上場認可PTS取引協会員**

自ら開設するPTSにおいて非上場認可PTS銘柄取引やその媒介等を行う
= **非上場認可PTS運営業務**

他の会員が開設するPTSにおいて非上場認可PTS銘柄取引やその媒介等を行う
= **非上場認可PTS取引業務**

非上場認可PTS銘柄の非上場認可PTSでの取引
= **非上場認可PTS銘柄取引**

非上場認可PTS銘柄

- ・ トーケン化有価証券
- ・ 特定投資家向け有価証券である店頭有価証券等

登録PTS

登録PTS運営業務を行う会員
= **登録PTS運営会員**

自ら開設する登録PTSにおいて登録PTS銘柄取引やその媒介等を行う
= **登録PTS運営業務**

登録PTS取引協会員の顧客又は登録PTS取引協会員の顧客及び登録PTS運営会員の顧客を対象として行う
= **取次型登録PTS運営業務**

登録PTS運営会員の顧客のみを対象として行う
= **自社顧客型登録PTS運営業務**

登録PTS銘柄の登録PTSでの取引
= **登録PTS銘柄取引**

登録PTS銘柄

- ・ 非上場有価証券のうち、金商法第30条第1項各号に掲げる有価証券であって、登録PTSにおける取引の対象とするもの

2. 「私設取引システムにおける非上場有価証券の取引等に関する規則」 の一部改正（案）について (3) 規則の改正内容

○ 登録PTS運営会員における社内規則の制定等（第4条の2）

- ◆ PTS運営会員による取扱銘柄の適正性審査や取扱廃止基準等について定めた社内規則の制定

登録PTS運営会員が社内規則に制定すべき事項

| （参考）非上場認可PTS | 取次型登録PTS | 自社顧客型登録PTS |
|-----------------------------|----------------------------|--|
| 非上場認可PTS銘柄の適正性の審査 | 登録PTS銘柄の適正性の審査 | |
| 非上場認可PTS銘柄の取扱廃止基準 | 登録PTS銘柄の取扱廃止基準 | |
| 発行体との契約 | 発行体との契約 | 発行体との契約（公募登録PTS銘柄を除く（注1）） |
| 適時情報提供 | 適時情報提供 | 適時情報提供（公募登録PTS銘柄を除く（注1）） |
| 売買審査の実施 | 売買審査の実施 | |
| 価格情報の公表等 | 価格情報の公表等 | 価格情報の提供等（注2） |
| 発行体への措置及び非上場認可PTS銘柄の売買停止措置等 | 発行体への措置及び登録PTS銘柄の売買停止措置等 | ・発行体への措置（公募登録PTS銘柄を除く（注1）） ・登録PTS銘柄の売買停止措置等に関する事項 |
| 受渡決済 | 受渡決済 | |
| 上場有価証券との誤認防止措置 | 上場有価証券及び非上場認可PTS銘柄との誤認防止措置 | |
| 非上場認可PTS取引協会員に遵守させるべき事項 | 登録PTS取引協会員に遵守させるべき事項 | |

（注1）自社顧客型登録PTSにおける公募登録PTS銘柄については、臨時報告書に加え、発行体に適時情報提供義務を課すことは過重であると考えられるため不要とすることとした（第8条の2）ことから、適時情報提供義務に関する発行体との契約締結及び適時情報提供は適用対象外となる。また、適時情報提供の不履行に伴う発行体への措置も適用対象外となる。

（注2）自社顧客型登録PTSにおいては、自社顧客との間で完結する取引形態であることを踏まえ、価格情報を顧客に対して提供する方法とする。

2. 「私設取引システムにおける非上場有価証券の取引等に関する規則」 の一部改正（案）について (3) 規則の改正内容

○業務内容の公表等(第5条)

- ◆ PTS運営会員による取引ルール、適正性審査の方法、審査基準等の公表

| (参考) 非上場認可PTS | 取次型登録PTS | 自社顧客型登録PTS |
|---|--------------------------------------|--|
| 非上場認可PTS運営業務の内容を自社のウェブサイトに掲載する等の方法により公表 | 登録PTS運営業務の内容を自社のウェブサイトに掲載する等の方法により公表 | 登録PTS運営業務の内容を自社のウェブサイトに掲載する等の方法により公表又は顧客に説明（注） |

（注）自社顧客型登録PTSにおいては、自社顧客との間で完結する取引形態であることを踏まえ、ウェブサイトに掲載する方法のほか、顧客への説明による方法を認める。

2. 「私設取引システムにおける非上場有価証券の取引等に関する規則」 の一部改正（案）について (3) 規則の改正内容

○商品の適正性審査（第6条の2）

◆ PTS運営会員による取扱銘柄の適正性審査の審査項目を規定

登録PTS運営会員が非上場有価証券を新たに登録PTS銘柄に追加する場合に、当該非上場有価証券の適正性について審査しなければならない事項

企業金融型商品（例：社債ST、非上場株式）

| （参考）非上場認可PTS | 取次型登録PTS | 自社顧客型登録PTS |
|---|--|--|
| 発行体が有価証券報告書を提出又は発行者情報を提供若しくは公表しなければならない者であること | 非適用：登録PTSでは発行体が有価証券報告書等の提出者であることを要しないため | |
| 発行体の業務の実在性、事業継続体制 | 発行体の業務の実在性、事業継続体制 | |
| 発行体におけるコーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の状況 | 発行体におけるコーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の状況 | |
| 発行体の財務状況 | 発行体の財務状況 | |
| 発行体における有価証券報告書の提出又は発行者情報の公表及び適時情報提供を適正に行うための態勢整備の状況 | 発行体における有価証券報告書の提出又は発行者情報の公表を適正に行うための態勢整備の状況（有価証券報告書等の提出・公表会社に限る） | 発行体における適時情報提供を適正に行うための態勢整備の状況（公募登録PTS銘柄を除く（注）） |
| 発行体が反社会的勢力との関係を有しないこと | 発行体が反社会的勢力との関係を有しないこと | |
| 当該非上場有価証券（トーケン化有価証券に該当するものに限る。）の権利移転等に関する事項 | 当該非上場有価証券（トーケン化有価証券に該当するものに限る。）の権利移転等に関する事項 | |
| その他投資者保護の観点から非上場認可PTS運営会員が必要と認める事項 | その他投資者保護の観点から登録PTS運営会員が必要と認める事項 | |

（注）自社顧客型登録PTSにおける公募登録PTS銘柄については、臨時報告書に加え、発行体に適時情報提供義務を課すことは過重であると考えられるため不要とすることとした（第8条の2）ことから、適時情報提供に係る適正性審査は適用対象外となる。

2. 「私設取引システムにおける非上場有価証券の取引等に関する規則」 の一部改正（案）について (3) 規則の改正内容

○商品の適正性審査（第6条の2）

資産金融型商品（例：不動産受益証券発行信託ST）

| （参考）非上場認可PTS | 取次型登録PTS | 自社顧客型登録PTS |
|---|---|---|
| 発行体が有価証券報告書を提出又は発行者情報を提供若しくは公表しなければならない者であること | 非適用：登録PTSでは発行体が有価証券報告書等の提出者であることを要しないため | |
| 資産の流動化のスキームの合理性、適切性 | 資産の流動化のスキームの合理性、適切性 | |
| 発行体及び運用会社等におけるコーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の状況 | 発行体及び運用会社等におけるコーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の状況 | |
| 受益者等と発行体及び運用会社等との間における利益相反状況 | 受益者等と発行体及び運用会社等との間における利益相反状況 | |
| 発行体及び運用会社等の財務状況 | 発行体及び運用会社等の財務状況 | |
| 発行体及び運用会社等における有価証券報告書の提出又は発行者情報の公表及び適時の情報提供を適正に行うための態勢整備の状況 | 発行体及び運用会社等における有価証券報告書の提出又は発行者情報の公表を適正に行うための態勢整備の状況（有価証券報告書等の提出・公表会社に限る） | 発行体及び運用会社等における適時の情報提供を適正に行うための態勢整備の状況（公募登録PTS銘柄を除く） |
| 発行体及び運用会社等が反社会的勢力との関係を有しないこと | 発行体及び運用会社等が反社会的勢力との関係を有しないこと | |
| 当該非上場有価証券（トーケン化有価証券に該当するものに限る。）の権利移転等に関する事項 | 当該登録PTS銘柄（トーケン化有価証券に該当するものに限る。）の権利移転等に関する事項 | |
| その他投資者保護の観点から非上場認可PTS運営会員が必要と認める事項 | その他投資者保護の観点から登録PTS運営会員が必要と認める事項 | |

2. 「私設取引システムにおける非上場有価証券の取引等に関する規則」 の一部改正（案）について (3) 規則の改正内容

○発行体との契約締結（第7条）

◆ PTS運営会員による発行体との適時情報提供等に関する契約締結

登録PTS運営会員が非上場有価証券を新たに登録PTS銘柄に追加する場合に、当該非上場有価証券の発行体との間で契約しなければならない事項

| (参考) 非上場認可PTS | 取次型登録PTS | 自社顧客型登録PTS (公募登録PTS銘柄を除く(注1)) |
|--|--|---|
| 発行体による非上場認可PTS運営会員への適時情報提供 | 発行体による登録PTS運営会員への適時情報提供 | |
| 発行体等（運用会社等を含む）のウェブサイト等における適時情報提供の情報内容の公表 | 発行体等（運用会社等を含む）のウェブサイト等における適時情報提供の情報内容の公表 | 発行体等（運用会社等を含む）のウェブサイト等における適時情報提供の情報内容の公表 又は顧客への情報提供（注2） |
| 発行体による非上場認可PTS運営会員への適時情報提供が実施されない場合及び提供された情報の内容が不適切な場合の措置 | 発行体による登録PTS運営会員への適時情報提供が実施されない場合及び提供された情報の内容が不適切な場合の措置 | |
| 発行体による非上場認可PTS運営会員への適時情報提供に必要な情報の保有主体が発行体以外の者（運用会社等）の場合、当該発行体以外の者の協力を得る旨 | | 発行体による登録PTS運営会員への適時情報提供に必要な情報の保有主体が発行体以外の者（運用会社等）の場合、当該発行体以外の者の協力を得る旨 |
| 上記の他、非上場認可PTS運営会員の定める規則を遵守する旨 | | 上記の他、登録PTS運営会員の定める規則を遵守する旨 |

（注1）自社顧客型登録PTSにおける公募登録PTS銘柄については、臨時報告書が提出されることから、発行体に適時情報提供義務を課すことは過重であると考えられるため、不要とすることとした（第8条の2）。本条は発行体との適時情報提供義務に関する契約の締結を課すものであるため、適用対象外とする。

（注2）自社顧客型登録PTSにおいては、自社顧客との間で完結する取引形態であることを踏まえ、公表のほか、顧客への情報提供による方法を認める。

2. 「私設取引システムにおける非上場有価証券の取引等に関する規則」 の一部改正（案）について (3) 規則の改正内容

○発行体による適時情報提供（第8条の2）

◆ 発行体との契約による適時情報提供の項目及びPTS運営会員による公衆縦覧の方法等を規定

発行体が登録PTS運営会員へ適時情報提供をすべき事項

| (参考) 非上場認可PTS | 取次型登録PTS | 自社顧客型登録PTS (公募登録PTS銘柄を除く) |
|--|--|---|
| トクン化有価証券について、臨時報告の提出が必要な場合 | 登録PTS銘柄について、臨時報告書の提出が必要な場合 | (私募は臨時報告書の提出なし) |
| 特定投資家向け有価証券について、公表した特定証券情報等の記載内容について訂正があった場合 | 登録PTS銘柄について、公表した特定証券情報等の記載内容について、訂正があった場合 | 会社法に基づく計算書類又は事業報告を作成した場合 |
| 投資判断に重要な影響を及ぼす事実の決定・発生があった場合（上記に該当する場合を除く） | 投資判断に重要な影響を及ぼす事実の決定・発生があった場合（上記に該当する場合を除く） | 継続企業の前提に重大な疑義が生じた場合 (私募の場合は臨時報告書が提出されないため) |
| 上記の他、非上場認可PTS運営会員が必要と認める場合 | 上記の他、登録PTS運営会員が必要と認める場合 | |

| (参考) 非上場認可PTS | 取次型登録PTS | 自社顧客型登録PTS (公募登録PTS銘柄を除く) |
|---------------------|---------------------|------------------------------|
| 適時の情報提供の公衆縦覧義務 | 適時の情報提供の公衆縦覧義務 | 適時の情報提供の公衆縦覧又は顧客への情報提供義務（注） |
| 公衆縦覧に供した情報の内容の適正性確保 | 公衆縦覧に供した情報の内容の適正性確保 | |

（注）自社顧客型登録PTSにおいては、自社顧客との間で完結する取引形態であることを踏まえ、公衆縦覧のほか、顧客への情報提供による方法を認める。

2. 「私設取引システムにおける非上場有価証券の取引等に関する規則」

の一部改正（案）について

（3）規則の改正内容

○価格情報の公表等（第9条の2）

- ◆ PTS運営会員による毎営業日の約定価格等の公表及びPTS取引協会員等による顧客等の要請に応じた価格の提示

| （参考）非上場認可PTS | 取次型登録PTS | 自社顧客型登録PTS |
|---|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・価格情報の公表 ・非上場認可PTS取引協会員への約定価格等提供のための態勢整備義務 | <ul style="list-style-type: none"> ・価格情報の公表 ・登録PTS取引協会員への約定価格等提供のための態勢整備義務 | <ul style="list-style-type: none"> ・非適用（注） ・顧客への約定価格等提供のための態勢整備義務 |

（注）自社顧客型登録PTSにおいては、自社顧客との間で完結する取引形態であることを踏まえ、価格情報を顧客に対して提供することとし、価格情報の公表は不要とした。

○不公正取引等の防止（第10条）

- ◆ PTS取引協会員による過当売買や仮装売買等の不公正な取引を防止する態勢整備

| （参考）非上場認可PTS | 取次型登録PTS | 自社顧客型登録PTS |
|----------------------------------|-------------------------------|--|
| 非上場認可PTS取引協会員への不公正取引等を防止する態勢整備義務 | 登録PTS取引協会員への不公正取引等を防止する態勢整備義務 | 非適用 ：登録PTS取引協会員（他の協会員）による取引は行われないため |

○売買審査の実施（第11条）

- ◆ PTS運営会員による社内規則に基づく売買審査の実施及びPTS取引協会員等への適切な措置

| （参考）非上場認可PTS | 取次型登録PTS | 自社顧客型登録PTS |
|--|---|---|
| 社内規則に基づく適切な売買審査の実施 | 社内規則に基づく適切な売買審査の実施 | |
| 売買審査の結果、不公正取引に該当するおそれがあると認識した場合等の非上場認可PTS取引協会員への注意喚起等の措置 | 売買審査の結果、不公正取引に該当するおそれがあると認識した場合等の登録PTS取引協会員への注意喚起等の措置 | 売買審査の結果、不公正取引に該当するおそれがあると認識した場合等の 社内規則に基づく措置 |

2. 「私設取引システムにおける非上場有価証券の取引等に関する規則」

の一部改正（案）について

（3）規則の改正内容

○売買停止措置（第12条）

- ◆ PTS運営会員によるシステム稼働に支障が生じた場合等における適切な売買停止措置の実施

| （参考）非上場認可PTS | 取次型登録PTS | 自社顧客型登録PTS |
|----------------------|----------------------|------------|
| 社内規則に基づく適切な売買停止措置の実施 | 社内規則に基づく適切な売買停止措置の実施 | |

○上場有価証券等との誤認防止措置（第13条）

- ◆ PTS運営会員及びPTS取引協会員によるPTS取引銘柄が上場有価証券等と異なることの周知

| （参考）非上場認可PTS | 取次型登録PTS | 自社顧客型登録PTS |
|---|--|---|
| 非上場認可PTS銘柄が上場有価証券でないことの自社のウェブサイト上における明示 | 登録PTS銘柄が上場有価証券及び 非上場認可PTS銘柄 ではないことの自社のウェブサイト上における明示 | 登録PTS銘柄が上場有価証券及び 非上場認可PTS銘柄 ではないことの自社のウェブサイト上における明示又は顧客への説明（注） |
| 非上場認可PTS取引協会員による、非上場認可PTS銘柄が上場有価証券ではないことについての顧客への説明 | 登録PTS取引協会員による、登録PTS銘柄が上場有価証券及び 非上場認可PTS銘柄 ではないことについての顧客への説明 | 非適用 ：登録PTS取引協会員による取引は行われないため |

（注）自社顧客型登録PTSにおいては、自社顧客との間で完結する取引形態であることを踏まえ、ウェブサイトへの明示の方法のほか、顧客への説明の方法を認める。

○取引公正性の確保（第14条）（新設）

顧客と直接取引する場合の適正価格による取引公正性確保について定める。

| （参考）非上場認可PTS | 取次型登録PTS | 自社顧客型登録PTS |
|---|---|------------|
| 顧客との間で売買を行う場合、合理的な方法で算出された時価を基準として適正な価格により取引を行う | 顧客との間で売買を行う場合、合理的な方法で算出された時価を基準として適正な価格により取引を行う | |

2. 「私設取引システムにおける非上場有価証券の取引等に関する規則」 の一部改正（案）について (3) 規則の改正内容

○特定投資家向け有価証券に係る特則等（第15条）

- ◆ 特定投資家以外からの買付けの受託の禁止及び発行体の契約内容
- ◆ J-Ships銘柄（投信）の審査項目の特例

| (参考) 非上場認可PTS | 取次型登録PTS | 自社顧客型登録PTS |
|--|---|---|
| 非上場認可PTS取引協会員における特定投資家以外の者である顧客からのPTSにおける特定投資家向け有価証券の買付けの受託の禁止 | 登録PTS取引協会員における特定投資家以外の者である顧客からのPTSにおける特定投資家向け有価証券の買付けの受託の禁止 | 非適用：登録PTS取引協会員による取引は行われないため |
| 特定投資家向け有価証券を新たに非上場認可PTS銘柄に追加する場合の発行者情報の公表に係る発行体との契約締結 | 特定投資家向け有価証券を新たに登録PTS銘柄に追加する場合の発行者情報の公表に係る発行体との契約締結 | 非適用：自社顧客型登録PTSについては発行者情報につき公表だけでなく、顧客への提供も認められるため |

登録PTS運営会員が特定投資家向け有価証券である投資信託等を新たに登録PTS銘柄とする場合に、銘柄ごとに審査しなければならない事項

【投資信託受益証券】

| (参考) 非上場認可PTS | 取次型登録PTS | 自社顧客型登録PTS |
|--|--|--|
| 発行体における有価証券報告書の提出又は発行者情報の公表及び適時の情報提供を適正に行うための態勢整備の状況 | 発行体における有価証券報告書の提出又は発行者情報の公表を適正に行うための態勢整備の状況（有価証券報告書等の提出・公表会社に限る） | |
| 投資信託受益証券（トークン化有価証券に該当するものに限る。）の権利移転等に関する事項 | 発行体における適時の情報提供を適正に行うための態勢整備の状況 | 当該投資信託受益証券（トークン化有価証券に該当するものに限る。）の権利移転等に関する事項 |
| その他投資者保護の観点から非上場認可PTS運営会員が必要と認める事項 | | その他投資者保護の観点から登録PTS運営会員が必要と認める事項 |

2. 「私設取引システムにおける非上場有価証券の取引等に関する規則」 の一部改正（案）について (3) 規則の改正内容

○特定投資家向け有価証券に係る特則等（第15条）

登録PTS運営会員が特定投資家向け有価証券である投資信託等を新たに登録PTS銘柄とする場合に、銘柄ごとに審査しなければならない事項

【投資証券、新投資口予約権証券】

| （参考）非上場認可PTS | 取次型登録PTS | 自社顧客型登録PTS |
|--|---|--------------------------------------|
| 発行体及び運用会社等におけるコーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の状況 | 発行体及び運用会社等におけるコーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の状況 | |
| 受益者等と発行体及び運用会社等との間における利益相反状況 | 受益者等と発行体及び運用会社等との間における利益相反状況 | |
| 発行体及び運用会社等における有価証券報告書の提出又は発行者情報の公表及び適時情報提供を適正に行うための態勢整備の状況 | 発行体及び運用会社等における有価証券報告書の提出又は発行者情報の公表を適正に行うための態勢整備の状況 （有価証券報告書等の提出・公表会社に限る） | 発行体及び運用会社等における適時情報提供を適正に行うための態勢整備の状況 |
| 発行体及び運用会社等が反社会的勢力との関係を有しないこと | 発行体及び運用会社等が反社会的勢力との関係を有しないこと | |
| 当該投資証券等（トークン化有価証券に該当するものに限る。）の権利移転等に関する事項 | 当該投資証券等（トークン化有価証券に該当するものに限る。）の権利移転等に関する事項 | |
| その他投資者保護の観点から非上場認可PTS運営会員が必要と認める事項 | その他投資者保護の観点から登録PTS運営会員が必要と認める事項 | |

○登録PTS運営会員に対する準用（第16条）

- PTS運営会員と顧客との直接取引における規定の読み替え

3. 店頭有価証券等を登録PTSで取り扱う際の規制の適用について

(1) 規制の適用及び規則改正の方向性（概要）



【店頭有価証券等を登録PTSで取り扱う際の規制の適用について】

店頭有価証券等を登録PTSで取り扱うにあたっては、認可PTSと同様に、各取引制度に係る規則に加えて非上場PTS規則も適用されることとなる。



【規則改正の方向性】

- 「登録PTS開設者として必要な規制」は非上場PTS規則で担保されていることから、「各取引制度に係る規則」で追加的な対応は不要（認可PTSと同じ）。
- 一方で、「PTSでの取引であること」を踏まえて、「各取引制度に係る規則」で適用除外とすべき項目等に関して規則改正を行う。

3. 店頭有価証券等を登録PTSで取り扱う際の規制の適用について

(2) 「店頭有価証券等の特定投資家に対する投資勧誘等に関する規則（J-Ships規則）」の一部改正（案）について



規則改正の内容（店頭有価証券等の特定投資家に対する投資勧誘等に関する規則）

➤ 登録PTSでの取引に関する協会員に適用するJ-Ships規則

- PTS取引に適用するJ-Ships規則の考え方としては、一昨年の認可PTSの検討の際に整理済み。
 - 当時は、審査など銘柄の取扱いに関する規定等については、認可PTS開設者に関する規定である「非上場PTS規則」で担保されていることから、認可PTS取引銘柄を取り扱う協会員に適用するJ-Ships規則の規定については勧誘等に関する事項のみとした（下表のとおり）。
- 登録PTSでの取引に関するJ-Ships規則の適用についても、審査など銘柄の取扱いに関する規定等については、登録PTS開設者に関する規定である「非上場PTS規則」で担保されていることから、認可PTSと同様の取扱いとする。

【認可PTSに係る売買の取次で適用されるJ-Ships規則】[]: 取次に適用される規定

| ① 取扱いの前提に関する規定 | ② 投資勧誘に関する規定 | ③ 内部管理体制に関する規定 | ④ 雜則 |
|---------------------------|---------------------------|----------------------|------------------|
| 第3条 検証及び審査 | 第8条 投資勧誘の要件 | 第12条 社内規則及び取扱要領 | 第15条 本協会への報告 |
| 第4条 発行者との反社会的勢力排除のための契約内容 | 第9条 既存株主による売付けに係る勧誘 | 第13条 取扱協会員としての届出及び公表 | 第16条 本協会による照会等 |
| 第5条 反社会的勢力の排除 | 第10条 取引開始時の説明書の交付及び確認書の徴求 | 第14条 取扱協会員としての指定の取消し | 第17条 電磁的方法による交付等 |
| 第6条 特定証券情報の提供又は公表 | 第11条 個別銘柄に係る説明書の交付等 | | |
| 第7条 発行者情報の提供又は公表 | | | |

3. 店頭有価証券等を登録PTSで取り扱う際の規制の適用について

(2) 「店頭有価証券等の特定投資家に対する投資勧誘等に関する規則（J-Ships規則）」の一部改正（案）について

➤ J-Ships規則における規則改正の内容について

認可PTS取引に措置している適用除外規定について、登録PTS取引も同様の取扱いとなるよう以下の改正を行う。

- J-Ships銘柄の買付けに係る投資勧誘を行う際に、個別銘柄に係る説明書の交付等を求めているところ、登録PTS銘柄取引に係る例外規定を設ける。（第11条）
- 登録PTS銘柄取引に係る投資勧誘を行う場合における適用除外を設けるとともに、当該投資勧誘のみを行う協会員について取扱協会員としての指定等を要しないこととする。（第18条）

● 店頭有価証券等の特定投資家に対する投資勧誘等に関する規則（改正案）

| 改正案 | 現 行 |
|--|---|
| (個別銘柄に係る説明書の交付等) 第 11 条 取扱協会員は、第 8 条に基づいて顧客の買付けに係る投資勧誘を行う際には、当該投資勧誘の相手方となる顧客に対して、次の各号に掲げる事項を記載した書面による説明書を交付するとともに、これらについて十分に説明しなければならない。 1～6 (現行どおり) | (個別銘柄に係る説明書の交付等) 第 11 条 (同 左) |
| 2 前項の規定は、取扱協会員が第 8 条第 3 号に基づく投資勧誘を行う場合であって、前項各号に掲げる事項が掲載されている非上場認可PTS運営会員（「私設取引システムにおける非上場有価証券の取引等に関する規則」第 2 条第 9 号に規定する非上場認可PTS運営会員をいい、当該有価証券の売買を行う私設取引システムを開設する者に限る。）、登録PTS運営会員（「私設取引システムにおける非上場有価証券の取引等に関する規則」第 2 条第 17 号に規定する登録PTS運営会員をいい、当該有価証券の売買を行う私設取引システムを開設する者に限る。）又は当該取扱協会員のウェブサイトを閲覧するために必要な情報を当該投資勧誘の相手方となる顧客に提供した場合には、適用しない。 | 1～6 (省 略) 2 前項の規定は、取扱協会員が第 8 条第 3 号に基づく投資勧誘を行う場合であって、前項各号に掲げる事項が掲載されている非上場PTS運営会員（「私設取引システムにおける非上場有価証券の取引等に関する規則」第 2 条第 8 号に規定する非上場PTS運営会員をいい、当該有価証券の売買を行う私設取引システムを開設する者に限る。）又は当該取扱協会員のウェブサイトを閲覧するために必要な情報を当該投資勧誘の相手方となる顧客に提供した場合には、適用しない。 |
| (PTS取引に係る適用除外等) 第 18 条 第 8 条第 3 号に基づく投資勧誘を行う場合には、第 3 条から第 7 条及び第 12 条の規定は適用しない。ただし、当該投資勧誘が「私設取引システムにおける非上場有価証券の取引等に関する規則」第 2 条第 20 号に規定する自社顧客型登録PTS運営業務に関するものである場合の第 7 条の規定については、この限りではない。 | (PTS取引に係る適用除外等) 第 18 条 第 8 条第 3 号に基づく投資勧誘を行う場合には、第 3 条から第 7 条及び第 12 条の規定は適用しない。 |
| 2 第 8 条第 3 号に基づく投資勧誘のみを行う協会員については、第 7 条から第 11 条及び第 15 条から第 17 条の規定中「取扱協会員」とあるのは「協会員」と読み替えて適用し、第 13 条及び第 14 条の規定は適用しない。 | 2 第 8 条第 3 号に基づく投資勧誘のみを行う協会員については、第 8 条から第 11 条及び第 15 条から第 17 条の規定中「取扱協会員」とあるのは「協会員」と読み替えて適用し、第 13 条及び第 14 条の規定は適用しない。 |

3. 店頭有価証券等を登録PTSで取り扱う際の規制の適用について

(3) 「店頭有価証券に関する規則」の一部改正（案）について



規則改正の内容（店頭有価証券に関する規則）

➤ 登録PTSにおける店頭有価証券の成行注文の取扱い等について

認可PTSにおける取引と同様に、PTS取引の特性を踏まえた以下の措置を講じる改正を行う。

- 店頭有価証券は成行注文を受けてはならないとされているが、登録PTSにおける取引においても成行注文を可能とする規則改正を行う。（第13条）
- 「会員間の売買の制限」における例外規定に登録PTS銘柄取引を追加する。（第14条）

●店頭有価証券に関する規則（改正案）

| 改正案 | 現 行 |
|--|--|
| (成行注文の受託、信用取引及び未発行店頭有価証券の店頭取引の禁止) 第 13 条 協会員は、「私設取引システムにおける非上場有価証券の取引等に関する規則」第 2 条第 5 号に規定する非上場認可PTS銘柄取引又は同条第14号に規定する登録PTS銘柄取引の場合を除き、店頭有価証券については成行注文を受けてはならない。 | (成行注文の受託、信用取引及び未発行店頭有価証券の店頭取引の禁止) 第 13 条 協会員は、「私設取引システムにおける非上場有価証券の取引等に関する規則」第 2 条第 4 号に規定する非上場PTS銘柄取引の場合を除き、店頭有価証券については成行注文を受けてはならない。 |
| (会員間の売買の制限) 第 14 条 会員は、第 3 条の 2、第 4 条、第 4 条の 2、第 6 条、第 7 条及び「店頭有価証券等の特定投資家に対する投資勧誘等に関する規則」の規定により投資勧誘を行うもの並びに「私設取引システムにおける非上場有価証券の取引等に関する規則」第 2 条第 5 号に規定する非上場認可PTS銘柄取引又は同条第14号に規定する登録PTS銘柄取引の場合を除き、店頭有価証券については、会員間の流通を目的とする店頭取引を行ってはならない。 | (会員間の売買の制限) 第 14 条 会員は、第 3 条の 2、第 4 条、第 4 条の 2、第 6 条、第 7 条及び「店頭有価証券等の特定投資家に対する投資勧誘等に関する規則」の規定により投資勧誘を行うもの並びに「私設取引システムにおける非上場有価証券の取引等に関する規則」第 2 条第 4 号に規定する非上場PTS銘柄取引の場合を除き、店頭有価証券については、会員間の流通を目的とする店頭取引を行ってはならない。 |

3. 店頭有価証券等を登録PTSで取り扱う際の規制の適用について (4) 「株主コミュニティに関する規則」の一部改正（案）について



規則改正の内容（株主コミュニティに関する規則）

➤ 登録PTSにおける株主コミュニティ銘柄の成行注文の取扱いについて

PTS取引の特性を踏まえた以下の措置を講じる改正を行う。

- 株主コミュニティ銘柄は成行注文を受けてはならないとされているが、登録PTSにおける取引においては成行注文を可能とする規則改正を行う。（第24条）

※なお、株主コミュニティ銘柄については、現時点で「取次型」における取扱いは想定せず、「自社顧客型」における取扱いのみを想定している。

●株主コミュニティに関する規則（改正案）

| 改正案 | 現 行 |
|---|---|
| (成行注文の受託、信用取引及び未発行店頭有価証券の店頭取引の禁止) 第 24 条 会員は、 <u>「私設取引システムにおける非上場有価証券の取引等に関する規則」</u> 第 2 条第14号に規定する登録PTS銘柄取引の場合を除き、株主コミュニティ銘柄については成行注文を受けてはならない。 | (成行注文の受託、信用取引及び未発行店頭有価証券の店頭取引の禁止) 第 24 条 会員は、株主コミュニティ銘柄については成行注文を受けてはならない。 |

◆ 第2条第8項10号

有価証券の売買又はその媒介、取次ぎ若しくは代理であつて、電子情報処理組織を使用して、同時に多数の者を一方の当事者又は各当事者として次に掲げる売買価格の決定方法又はこれに類似する方法により行うもの（取り扱う有価証券の種類等に照らして取引所金融商品市場又は店頭売買有価証券市場（第六十七条第二項に規定する店頭売買有価証券市場をいう。）以外において行なうことが投資者保護のため適当でないと認められるものとして政令で定めるものを除く。）

- イ 競売買の方法（有価証券の売買高が政令で定める基準を超えない場合に限る。）
- ロ 金融商品取引所に上場されている有価証券について、当該金融商品取引所が開設する取引所金融商品市場における当該有価証券の売買価格を用いる方法
- ハ 第六十七条の十一第一項の規定により登録を受けた有価証券について、当該登録を行う認可金融商品取引業協会が公表する当該有価証券の売買価格を用いる方法
- ニ 顧客の間の交渉に基づく価格を用いる方法
- ホ イからニまでに掲げるもののほか、内閣府令で定める方法

金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令
(私設取引システム運営業務の売買価格の決定方法)

第十七条 法第二条第八項第十号ホに規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

- 一 顧客の提示した指値が、取引の相手方となる他の顧客の提示した指値と一致する場合に、当該顧客の提示した指値を用いる方法
- 二 金融商品取引業者が、同一の銘柄に対し自己又は他の金融商品取引業者等の複数の売付け及び買付けの気配を提示し、当該複数の売付け及び買付けの気配に基づく価格を用いる方法（複数の金融商品取引業者等が恒常に売付け及び買付けの気配を提示し、かつ当該売付け及び買付けの気配に基づき売買を行う義務を負うものを除く。）